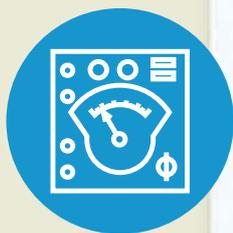


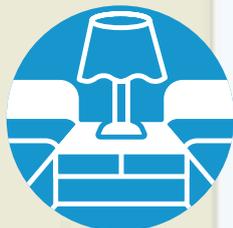
飲食店

接客用家具・備品、厨房設備、
テレビ、カラオケセット、
自動販売機など



工場

各種製造設備(旋盤、金型、
プレス機など)、受変電設備、
構内舗装など



ホテル・旅館

客室備品、洗濯設備、
製氷機、ボイラーなど



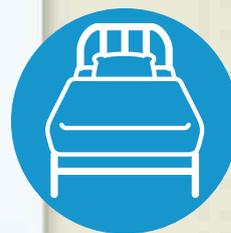
建設業

ブルドーザー、ポンプ、
ポータブル発電機、
パワーショベルなど



理容業・美容業

理・美容椅子、洗面設備、
タオル蒸器など



医院・歯科医院

各種医療機器(ベッド、
手術台、X線装置など)、
各種キャビネットなど



ガソリンスタンド

オイルチェンジャー、
洗車機、ガソリン計量器、
照明設備など



小売店

商品陳列ケース、陳列棚、
自動販売機、冷蔵庫など

お忘れなく！

償却資産の申告は (固定資産税)

1/31

までにし



～お問い合わせ～

事業所等資産の所在地の各市町村固定資産係まで。

* 固定資産税（償却資産）について *

1 納税義務者

各年度1月1日現在における償却資産の所有者です。

2 課税標準額

各市町村内に所在する賦課期日現在の全資産の決定価格の合計額をいいます。ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、この合計額から軽減額を差し引いた額が課税標準額となります。

3 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。ただし150万円未満であっても申告は必要です。

4 税額

償却資産課税台帳の登録価格(課税標準額)に税率(1.4%)を乗じた額です。

5 納付方法・納期

固定資産税は、各市町村から送付する納税通知書により、通常4回に分割して納付していただくこととなります。なお、納税には便利な口座振替をご利用できます。詳しくは各市町村担当課までお問い合わせください。

6 申告されない場合、または虚偽の申告された場合

正当な理由がなく申告されない場合は地方税法第386条および各市町村の税条例の規定により、過料が科されることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を科されることがありますので、期限までに必ず申告してください。また、虚偽申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金を科されることがあります。

7 実地調査等、調査協力をお願い

申告書の受理後、担当職員が償却資産の評価等のためにお問い合わせすることや、また、地方税法第353条及び第408条に基づいて、固定資産台帳(減価償却明細書)の写しの提出をお願いすることがございますので、ご協力お願いいたします。